

発議第 号

流山市子ども医療費の助成に関する条例の制定について
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び流山市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和4年8月26日提出

提出者

流山市議会議員 乾 紳一郎

賛成者

流山市議会議員 大野 富生

// 高橋 光

// 植田 和子

提案理由 来年4月、子育てにやさしいまちづくり条例施行後、15年目にあたり、子育てにやさしい街と市民がより感じていただけるよう、助成対象年齢の拡大を図ることから、こども医療費助成制度について所要の規定の整備を行うため。

流山市子ども医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費を負担する保護者に、当該医療費の全部又は一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図り、もって子どもの保健の向上及び子育て支援の充実に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 保険給付 規則で定める社会保険及び国民健康保険に関する法令（以下「医療保険各法」という。）の規定による医療に関する給付をいう。

(助成対象者)

第3条 この条例による助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する子どもの保護者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者
- (2) 保険給付を受けることができる者

(助成の範囲)

第4条 市長は、子どもの疾病又は負傷について、次に掲げる額から別表に定める子ども医療自己負担金を控除した額（各号の規定により算出した金額が別表に定める子ども医療自己負担金に満たないときは、その額。）を助成する。ただし、保険調剤については、別表に定める世帯区分にかかわらず、次の額を助成する。

- (1) 保険給付を受けた場合における医療費のうち、助成対象者が負担すべき額（以下「一部負担金」という。）
- (2) 国、県又は市が公費負担医療制度による給付を行う場合においては、当該給付を受けた者又はその保護者がその負担能力に応じて負担すべき額（以下「自己負担金」という。）

2 前項の規定にかかわらず、医療保険各法の規定に基づく規約等により附加給付金の支給があった場合は、当該助成する額からその額を控除するものとする。

(助成の方法)

第5条 この条例による助成は、市の子ども医療助成事業の実施について委託を受けた病院、診療所、薬局又はその他の者に助成する額を支払うことにより行う。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、助成する額を助成対象者に支払うことにより行うことができる。

2 前項ただし書の規定による助成を受けようとする助成対象者は、一部負担金又は自己負担金の支払を行った日の翌日から起算して2年以内に助成の申請を行わなければならない。

(受給券の交付)

第6条 この条例による助成を受けようとする助成対象者は、あらかじめ規則の定めるところにより市長に申請し、受給券の交付を受けなければならない。

(助成の開始)

第7条 この条例による助成は、規則で定める場合を除き、前条の規定による申請を市長が受理した日から開始する。

(届出の義務)

第8条 受給券の交付を受けた助成対象者は、第6条の規定により申請した内容に変更が生じたとき、又は当該受給券に記載された子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出るとともに、受給券を返還しなければならない。

(1) 第3条各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 子どもでなくなったとき。

(損害賠償との調整)

第9条 市長は、保険給付について、その原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、その医療費の全部又は一部につき、子どもが第三者から損害賠償を受けたときは、その限りにおいてこの条例による助成を行わず、又は既に助成した額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な行為によりこの条例による助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成した額の全部又は一部を

返還させることができる。

(報告等)

第11条 市長は、この条例による助成に関し必要があると認めるときは、助成対象者に対して報告を求め、又は質問することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 流山市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る費用の助成について適用し、同日前行われた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

別表(第4条第1項)

世帯区分	子ども医療自己負担金(円)
	入院1日又は通院1回当たり
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯であって、医療扶助単一給付のものであり自己負担のある場合又は市町村民税非課税世帯若しくは市町村民税所得割非課税世帯であって、市町村民税均等割のみ課税世帯	0
市町村民税所得割課税世帯	200